

リサイクルステーション

- ◇と き 6月4日(日) 午前9時～11時(雨天決行)(時間外のものは、お受け取りできません)
 - ◇と ころ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール ⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレットペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりますので回収しません) ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧アルミ缶 ⑨ペットボトル ⑩発泡スチロール・食品トレイ(色の濃い物〔黒色・赤色など〕や、表面がコーティングされた物〔カップラーメンの容器など〕、汚れが取れない物は燃えるごみに出してください) ⑪割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたばしは回収しません)
- ※古着は需要が少ないため3月で終了しました
 ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください
 ※瓶類は回収していませんので、ご注意ください

4年間借りた賃貸アパートを退去しようとしたら、大家から壁のクロスが張り替え代、ハウスクリーニング代など、11万円の請求を受けた。入居時に敷金を25万円入れているのに、さらに請求されるのは納得いかない。

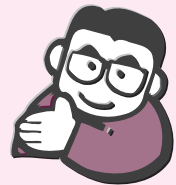
◇相談

消費生活センターには、「賃貸アパートの退去時に、高額な補修費を請求された」などの相談が寄せられ、退去時のトラブルは後を絶ちません。

賃貸アパートの退去時のトラブルにご注意!

窓口は…消費生活相談情報

岐阜県消費生活センター
 電話 058-265-0999
 中濃地域振興局振興課
 電話 25-3111(可茂総合庁舎内)



◇処理

借り主には、退去時に原状回復(注1)義務がありますが、国土交通省の「原状回復のガイドライン」では、通常の使用による損耗を超えた修繕費については、負担する必要があるとされています。この相談の場合の「壁のクロスの張り替え代」については、通常使用による損耗であれば、借り主が負担する必要はなく、貸主が負担すべきと考えられます。また、「ハウスクリーニング代」については、次の入居者を確保するためのものであるため、借り主は負担する必要はありません。

相談者には、ガイドラインについての説明をし、業者とよく話し合うように助言しました。

注1 原状回復 借り主の居住、使用で生じた物件の損耗のうち、不注意等によるものについては、借り主に原状に戻す義務が生じることをいいます。

注2 少額訴訟 60万円以下の支払いを求める訴えについて、簡易裁判所で、原則1回の審理で紛争を迅速に処理する裁判制度をいいます。弁護士に依頼することなく、本人で行える訴訟で、通常数千円の費用で済みます。

消費者へのアドバイス

- 国土交通省では、「賃貸住宅の原状回復をめぐるトラブル事例とガイドライン」を作成しています。その中で、経年劣化や通常の使用による損耗の場合には貸主が負担すべき費用、通常の使用を超えるような故意・過失による損耗の場合は、借り主が負担すべき費用としています。精算の際には、貸主に見積もりや明細書をもらい、よく確認するようにしましょう。
- 明細書で不明な点がある場合には、貸主に詳しい説明を求めよう。
- 入居時や引っ越しの荷物を運び出した後に、部屋の写真を撮り、証拠として残しておくといでしょう。貸主から高額な修繕費の請求を受けた際に、部屋の状況を確認するのに役立ちます。
- 貸主との話し合いで解決できない場合には、少額訴訟(注2)の制度で解決する方法もあります。詳しくは簡易裁判所にお尋ねください。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

おわびと訂正

5月1日号の特集「太田宿中山道会館オープン」の記事中、3ページの太田宿中山道会館の電話番号が「23-2220」となっていますが、正しくは「23-2200」でした。おわびして訂正します。